

(こ第 08058 号) 香南市教育保育 ICT システム導入業務 仕様書

1 基本事項

香南市教育保育 ICT システム導入業務仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、香南市（以下、「本市」という。）が、本市公立教育保育施設を利用する保護者の利便性向上と、施設の業務改善による教育保育の質の向上を目的として、教育保育 ICT システムを調達するにあたり、その仕様を定めたものである。

1.1 業務番号及び業務名

(こ第 08058 号) 香南市教育保育 ICT システム導入業務（以下「本業務」という。）

1.2 調達の背景・目的

本市公立教育保育施設は、登降園状況の把握や欠席等の連絡、各種お知らせは、電話連絡や紙媒体を中心とした運用が残っており、保護者にとって施設とのコミュニケーションや園児の状況把握の面での負担が生じている。また、施設においては、各種記録作成、連絡帳への記帳、指導計画などの書類作成は手書きが主であることによって職員の負担が多く、園児一人ひとりへの十分な配慮や教育保育の質の向上の妨げとなっている。

このような背景の下、教育保育 ICT システム導入は、保護者にとって、児童に係る施設とのやり取りをオンライン上で完結させることにより、迅速かつ正確な連絡が可能になるだけでなく、写真等で施設での児童の様子をより詳細に把握することができるようになる。施設においては、各種書類作成業務や連絡業務に係る時間を短縮することで、本来の教育保育を行う時間の確保ができ、教育保育の質の向上が期待できる。

このことから、本市は「教育保育 ICT システム」を導入し、教育保育施設を利用する保護者の利便性向上及び負担軽減と、施設での業務改善による教育保育の質の向上を図るために、本調達を実施するものである。

1.3 システム化範囲

システム化範囲は、児童の登降園登録・管理、保護者との連絡機能、保育士等が作成する児童情報に関する書類、職員のシフト作成・管理などをインターネットやその他の情報通信（スマートフォン等）の技術を用いて行う ICT システムを提供することである。

導入する施設は以下のとおりであり、児童数は令和 8 年 9 月 1 日時点の児童数である。なお、香我美おれんじ保育所と香我美幼稚園は令和 9 年 4 月 1 日に「香我美こど

も園」として統合する。

(令和9年3月31日まで) 在籍数は令和8年9月1日時点

施設名	所在地	定員	在籍数	機器台数
野市保育所	野市町西野 645 番地	216 人	206 人	14 台
佐古保育所	野市町母代寺 180 番地 1	203 人	185 人	16 台
赤岡保育所	赤岡町 534 番地 3	125 人	35 人	6 台
香我美おれんじ保育所	香我美町下分 711 番地 2	109 人	90 人	12 台
吉川みどり保育所	吉川町吉原 49 番地 1	76 人	19 人	4 台
野市幼稚園	野市町西野 630 番地	175 人	54 人	5 台
香我美幼稚園	香我美町下分 710 番地 1	175 人	88 人	6 台
野市東こども園	野市町東野 449 番地 6	216 人	190 人	16 台
夜須こども園	夜須町坪井 1437 番地	119 人	71 人	9 台

(令和9年4月1日から)

施設名	所在地	定員
野市保育所	野市町西野 645 番地	216 人
佐古保育所	野市町母代寺 180 番地 1	203 人
赤岡保育所	赤岡町 534 番地 3	125 人
吉川みどり保育所	吉川町吉原 49 番地 1	76 人
野市幼稚園	野市町西野 630 番地	175 人
野市東こども園	野市町東野 449 番地 6	216 人
香我美こども園	香我美町下分 711 番地 2	193 人
夜須こども園	夜須町坪井 1437 番地	119 人

1.4 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 教育保育 ICT システム (以下、「本システム」という。) の初期構築作業
 - ・モバイルネットワークや端末設定等の利用環境の整備
 - ・システムの初期セットアップ
 - ・テストの実施及び本市職員によるテスト実施への支援(クラウドサービスの場合は除く)
 - ・データ移行支援 (本市子ども・子育て支援システムから抽出したデータ等)
- (2) システム使用端末・MDM の調達及びキitting
- (3) 本システム・MDM の提供
- (4) 本システム・MDM の運用環境の保持
- (5) システム導入に係るプロジェクト管理
- (6) 会議体運営

(7) 研修

なお、本仕様書に基づく調達過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

2. 本調達の要件

2.1 履行期間

(1) 本システムの初期構築作業

契約締結日から令和9年1月31日まで

(2) 本システムの提供

本稼働の開始日（令和9年2月1日）から令和11年3月31日まで

なお、履行期間満了時には、必要に応じて契約更新をする場合がある。

2.2 成果物

(1) 成果物は他に指定のない限り、本稼働の開始日までに本市に提出し、確認を受けること。

(2) 成果物としての書類は任意のサイズで用紙に印刷できる形式とすること。

(3) 以下(4)の(ア)以外の成果物は電子ファイルで提出することとし、PDF形式およびMicrosoft Office 2010 (Word、Excel または PowerPoint) 以降の OpenXML 形式とすること。

(4) 成果物として次の資料と必要に応じて補足資料を提出すること。

(ア) 端末機器等（「3.1.1 機器内容及びネットワーク要件」で示す物品）

(イ) プロジェクト計画書、作業計画書、作業工程表

本資料は、契約締結後、作業着手までに本市に提出し承認を受けること。

(ウ) 設計書（システムの初期設定内容を記載した資料）

(エ) 研修資料

(オ) 操作マニュアル

- ・職員向け及び利用者向けそれぞれについて、操作マニュアルを用意すること。
- ・機能改善等により機能が更新されたときは、必要に応じマニュアルの改訂を行うこと。
- ・研修開始日までに納品すること（オンラインマニュアルも可とする）。

(キ) 以下の項目について、本市の活用状況に応じて報告すること。

- ・システムの利用状況についての報告（保護者のシステム利用率等）
- ・一時的な業務遂行についての報告
- ・更なるシステム品質向上に向けた提案

2.3 費用の考え方

(1) 個別に適用する料金

・登降園記録用のカードリーダーや教育保育施設に設置する情報通信機器の提案を併せて行う場合は、情報通信機器およびカードリーダー等周辺機器について企画提案書に記載すること。複数の端末・周辺機器を提案する場合は品目ごとに記載すること。また、調達に際して費用が発生する場合は、見積書に記載すること。

(2) 本システムを利用する地方公共団体共通で対応すべき事項にかかる費用

・国の法改正等により、本システムを利用する地方公共団体全体に対して対応すべき機能改修等は、標準仕様として追加経費の請求無く提供すること。
・追加経費が必要となる際は、追加経費の積算根拠等が分かる資料を提示し、本市と協議の上、承認を得ること。

(3) その他経費

別紙「機能要件表」で標準対応またはその他代替案により対応可能な機能にかかる費用についてはすべて見積額に含めること。

(4) 費用の支払い

本業務は地域未来交付金のデジタル実装タイプを活用した事業であるため、システム導入費及び令和9年2月1日～令和11年3月31日のシステム利用料は令和8年度中に支払うものとする。

3. 業務要件

3.1 本システムの提供

3.1.1 機器内容及びネットワーク要件

(1) 調達物品要件

本業務に係る調達物品及び端末配置台数は、以下のとおりとする。なお、機器はすべて新品未使用品とする。また MVNO の回線ではなく、MNO の回線とすること。

調達物品

項目	物件	数量
機器 ※登降園端末を含む	タブレット端末 (iPad Wi-Fi+Cellular モデル) ※各施設 1 台を想定している。	9 台
	タブレット端末 (iPad Wi-Fi モデル)	79 台
	・保護ケース (肩掛け・スタンド機能付) ・保護フィルム ・キーボード	各 88 台分
	据置型無線ルーター ※野市保育所での利用を想定している。	6 台

	モバイル Wi-Fi ※吉川みどり保育所での利用を想定している。	2 台
ソフトウェア	MDM(iPad 用)	88 ライセンス

※詳細は後述のとおり

(ア) タブレット端末 (Wi-Fi+Cellular モデル)

Apple 社 iPad (11 インチ) の第 11 世代相当以降のモデルとし、必要なスペックは以下のとおりとする。

※また、iPad は安定した通信利用を考慮した利便性や通信のセキュリティ等を考慮し、Wi-Fi+Cellular モデルのみ対象とし、モバイル Wi-Fi と iPad(Wi-Fi モデル)のセット提案は受け付けない。

項目	仕様
筐体	Apple 社 iPad (Wi-Fi+Cellular モデル)
色	指定なし
CPU	A16 相当以上
ストレージ	128GB 以上
ディスプレイ	11 インチ以上、Retina ディスプレイ相当であること
通信機能	デュアルバンド (2.4GHz/5GHz)、 Bluetooth v5.3 以降に準拠していること。
OS	Apple iPad OS であり、納品時点で最新の安定稼働 OS バージョンであること。
バッテリー	納品時点で 8 時間以上動作可能であること。
その他	充電ケーブル及び AC アダプター等については端末台数分用意すること。
月額通信量/台	7GB (7GB を超過した場合は、低速での通信が可能なこと) nanoSIM/e SIM 対応/MNO SIM であること。 また、各端末単独での契約プランのほか、複数端末間で通信容量を共有できる料金プランの提案も可能とする。

(イ) タブレット端末 (Wi-Fi モデル)

Apple 社 iPad (11 インチ) の第 11 世代相当以降のモデルとし、必要なスペックは以下のとおりとする。

項目	仕様
筐体	Apple 社 iPad (Wi-Fi モデル)
色	指定なし

CPU	A16 相当以上
ストレージ	128GB 以上
ディスプレイ	11 インチ以上、Retina ディスプレイ相当であること
通信機能	デュアルバンド（2.4GHz/5GHz）、 Bluetooth v5.3 以降に準拠していること。
OS	Apple iPad OS であり、納品時点で最新の安定稼働 OS バージョンであること。
バッテリー	納品時点で 8 時間以上動作可能であること。
その他	充電ケーブル及び AC アダプター等については端末台数分用意すること。

（ウ）タブレット端末関連備品

項目	物件	数量
キーボード	iPad OS に対応し、接続方法は Bluetooth であること。 軽量でコンパクトサイズであること。 乾電池式であること。	88 台
保護ケース	落下時の耐衝撃に優れたケースであること。 ケースを装着した状態で充電、カメラ撮影が可能であること。 肩掛けが可能なストラップを有すること。 保護フィルムと一体型でないこと。	88 台
保護フィルム	液晶保護フィルムを張り付けた状態で納品すること。 9H 硬度以上のガラスフィルムであること。	88 台

（エ）MDM サービス

タブレット端末の管理やアプリケーションの制御を行うために利用し、必要なスペックは以下のとおりとする。対応困難なスペックがある場合は、その旨を企画提案書に明記すること。なお、原則、管理・運用は受注者の責任において対応するものとする。また、本市分の管理者アカウントも設定し、提供すること。受注者が管理・運用できない場合は、本市と協議のうえ、対応等を決定するものとする。

項目	仕様
OS 対応	iPad OS の管理に対応していること。
基本機能	次の基本的な管理が行えること。 ・登録されているデバイスの管理状況の一覧化

	・アプリケーションの自動適用や削除時の再インストール強制
リモートワイプ	遠隔にて端末の初期化（工場出荷時へのリセット）が可能であること。
アプリケーション制御	不要なアイコンの強制削除、非表示が行えること。 スクリーンショット機能やカメラ機能の無効が行えること。
リモートロック	遠隔から端末のロックが可能であること。
OS アップデート管理	iPad OS のアップデートについて、アップデートの通知や最大 90 日間のアップデート抑止が行えること。
外部メディア制御	有線接続等によるデータ出力を禁止できること。

（オ）据置型無線ルーター

野市保育所での利用を想定しており、必要なスペックは以下のとおりとする。

※なお、本体は AC 電源給電方式の据置型端末とし、バッテリー駆動による可搬型端末（モバイルルーター等）は不可とする。

項目	仕様
通信方式	携帯電話回線（4G LTE/ 5G）に対応していること。
通信規格	IEEE802. 11a/b/g/n/ac/ax
セキュリティ	WPA2 /WPA3 規格に対応していること。
データ通信量	原則無制限とし、超過料金を発生させないこと。 ただし、短期間の間に大量のデータ通信等を行った場合はこの限りではない。
接続台数	5 台以上は同時接続が可能であること。
その他	屋内に設置可能であり、特別な工事を伴わず設置可能であること。

（カ）モバイル Wi-Fi

吉川みどり保育所での利用を想定しており、必要なスペックは以下のとおりとする。

項目	仕様
データ通信量	月間 20GB 以上とし、データ量を超えた場合も低速で通信可能な状態とすること。超過料金を発生させないこと。

（キ）キッティング

タブレットの画面には、本システムアプリ、写真、設定、カメラ等の必要最低限のアプリのみを残し、他アプリは非表示とすること。

(2) 機器設定・設置要件

(ア) セットアップ

①共通仕様

- ・セットアップ後はテストを行い、正常に稼働するかの確認を行うこと。
- ・環境設定時には設定に必要な項目一覧を提示し、それに対して発注者が指示する内容でインストール・設定を行うこと。

②タブレット端末

- ・起動確認、初期設定、パスコード設定など使用可能な状態となるまでの各種設定作業を行うこと。また、パスコード等は一覧を作成し、発注者に提出すること。
- ・MDM サービスによりポリシーを適用し、業務に必要なないアプリケーションや機能及び操作の制限を行うこと。

(イ) 設置・動作確認

- ・調達したタブレット端末等を所定の場所に発送すること。
- ・導入時に機器の設定やインターネット環境への接続に必要な配線作業をする場合は、発注者に了承を得たうえで行うこと。
- ・納入前に正常動作及び接続について確認すること。

(ウ) 端末の運用環境の保持に関する要件

- ・機器故障時の原因調査、復旧支援などを行うためのサポート体制を明確にすること。

(3) ネットワーク要件

本調達は LGWAN-ASP システムであり、本市の LGWAN またはインターネット環境より本市職員が接続できること。

また、保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネットを経由して利用できること、セキュリティ動作環境は、下記のとおりとし、ブラウザ・OS の最新版がリリースされた際は、迅速にバージョンの変更に対応できるようにすること。

なお、インターネット回線側の利用を網側で処理する場合は、企画提案書に記載の上、費用が発生する場合は見積に含めること。

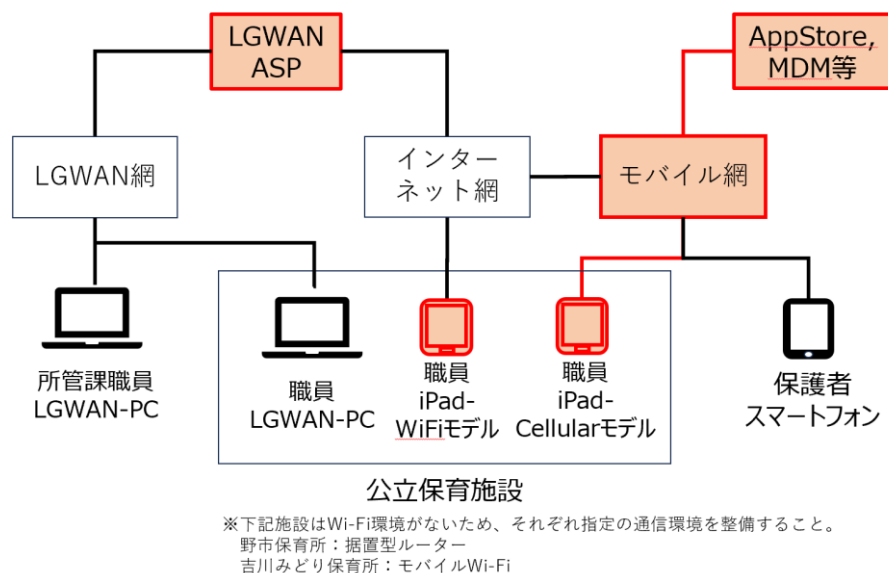
No,	利用者	端末	要件
1	教育保育施設 こども課	PC (既存)	ブラウザ : Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版) OS: Windows11～
		タブレット	ブラウザ : Google Chrome (最新版)、 safari (最新版)

			OS:iPadOS 最新版
2	保護者 ※アプリまたはブラウザで対応可能なこと。	スマートフォン	OS:iOS 最新版、Android OS 最新版 ブラウザ: Google Chrome (最新版)、safari (最新版)
		タブレット	OS:iOS 最新版、Android OS 最新版 ブラウザ: Google Chrome (最新版)、safari (最新版)

<ネットワーク構成図>

赤枠が主な調達範囲となる。

システム構成イメージ



(4) セキュリティ要件

- ・IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。
- ・システム内で利用するデータは、暗号化を行い保護すること。
- ・個人情報はインターネット側のサーバに置かず、LGWAN-ASP 側のサーバ環境のみに保管すること。
- ・システムの脆弱性診断を定期的実施すること。
- ・利用するウィルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用等を実施すること。
- ・システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24 時間 365 日

の死活監視を実施すること。

- ・データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。
- ・SSL/TLS1.3 により暗号化を施した上で通信すること。
- ・データセンターが国内であり、日本の法令の範囲内で運用できること。
- ・第三者による情報セキュリティ監査を実施しており、その報告書の内容を示せること。
- ・取り扱う情報資産については、本業務目的外の利用を禁止する。
- ・情報セキュリティインシデント発生時の対処方法（対処手順、責任分界、対処体制）を示せること。

3.1.2 基本要件

- （１）教育保育施設を運営する他の地方公共団体において導入・運用実績があるシステムであること。
- （２）本市と同規模の教育保育施設を運営する他の地方公共団体において、一自治体あたり単一年度で９園以上の導入・運用実績があるシステムであること。なお、導入・運用実績は、施設における教育保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム（例えば午睡チェックシステム等）の実績は含めない。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。
- （３）提案するシステムは、デジタル地方創生サービスカタログに掲載されているシステムであり、モデル仕様書「保育所等業務支援システム」適合となっているシステムであること。
- （４）当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。
- （５）職員用システムおよび保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で１年以上の運用実績があること。
- （６）定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る ASP サービスの形態で提供すること。
- （７）個人情報とは運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。
- （８）タブレット端末にインストールした当該本システムのアプリケーションから、施設職員が LGWAN-ASP サービスを利用できること。
- （９）本仕様書および別紙に定める各要求機能については、個人情報保護・情報セキュリティの一元管理等の観点から、同一の基盤・システムにて一体的に提供・運用

できる構成であること。

3.1.3 機能要件

別紙「機能要件表」の「機能要件」のとおり。

3.1.4 非機能（信頼性、可用性）要件

- (1) サーバの物理設備の認証は、JDCC のティア 3 相当以上を満たすこと。
- (2) データは、国内サーバに保存すること。
- (3) サーバ障害等によるデータの消去・破壊に係るリスクを低減させるため、サーバ記憶装置等を冗長化する機能を設けること。
- (4) システムへの負担を考慮し、最適となるようにバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際、バックアップ処理によりシステムの性能要件を損なうことのないようなシステムを構築すること。
- (5) 管理するデータが消失しないように適切に管理すること。
- (6) バックアップ等の措置について企画提案書の中で提示すること。

3.2 運用環境の保持

3.2.1 運用環境の保持に関する体制

- (1) 本システムは、26 カ月の利用を前提としており、利用中に発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- (2) 職員からの操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。希望する対応時間及び連絡方法については、次に示す。なお、さらに効果的・効率的な体制が整えられる場合は提案すること。
 - ・電話での問合せ：平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
 - ・メールでの問合せ：常時（回答は翌営業日でも可）また、保護者から問合せ窓口を準備すること（メールでの対応も可だが、職員窓口と異なる場合は、どのような内容か企画提案書に記載すること）。
- (3) 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる受注者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。
- (4) 運用環境の保持に関する体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

3.2.2 運用環境の保持に関する実施内容

- (1) 問合せ対応
 - ・職員・保護者からの運用に関する問合せに対して、速やかに回答を行うこと。
 - ・問合せ窓口寄せられた内容などから、機能改善要求および追加機能要求を把握

すること。

(2) 障害対応

- ・ 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ・ 障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ・ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し世代管理を行うこと。
- ・ 必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(3) システム運用環境の保持

- ・ 受注者は、導入したシステムの正常な動作を確保するための一切の業務を実施すること。

(4) その他

- ・ 問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。
- ・ その他運用環境を保持するに際し、追加費用を必要とせずに提供できる機能等、有効な提案があれば併せて提案すること。

4. 会議体運営

受注者は、定期報告の会議体として、必要に応じての定例報告会を開催することとする。なお、会議体の実施方法については、Web 会議 (Zoom) 等を利用する想定であるが、詳細は本市と協議のうえ決定すること。

各会議の開催にあたっては、必要と思われる報告資料等を準備すること。

5. 研修

システム利用者である職員及びシステム管理者向けの研修を実施すること。

研修を実施するために必要となるシステム及び端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要となる一連の要素は受注者の負担にて準備すること。

詳細な研修要件については、下表に示す。

研修要件

項目	研修内容
システムの概要の説明	システムの概要を説明する。
システムの操作の説明	システムの操作説明をする。操作説明の際は、本市の運用に合わせた操作マニュアル（管理者用・利用者用の両方）を準備すること。

6. テスト

6.1 サービス提供における取扱い

デジタル地方創生サービスカタログに掲載されているクラウドサービスを提供する場合における標準機能については、以降の当該機能のテスト実施・報告を行うことは不要とする。ただし、本市用にカスタマイズ開発を行う箇所やそれに関係するセットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、テストを行うこと。

6.2 テスト計画書の作成

実施するテストについて、テスト方針、実施内容及び実施理由、評価方法、実施者を記載し、テスト工程開始までにテスト計画書として提出し、承認を得ること。

6.3 テストに係る要件

6.3.1 受注者が実施するテスト

- (1) 受注者はテスト作業の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- (2) 受注者はテストの実施に必要な本市担当者及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- (3) テストスケジュールは、本市担当者への作業負荷を抑えるよう工夫すること。
- (4) テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに本市担当者に報告すること。
- (5) 各テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。
- (6) テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は本稼働前には完全に削除し、本市に報告すること。
- (7) テストデータは、原則として受注者において用意し、責任を持って管理すること。
- (8) テストに特別な環境が必要な場合は、受注者の負担と責任において準備すること。
- (9) テストに必要な端末等は、本市所有の機器を使用するが、テストを実施するために必要な各種設定は受注者の責任において実施すること。

6.3.2 本市職員が主体となって実施するテスト

- (1) テスト実施者が行う具体的な手順及び結果を記入するためのテスト実施手順書案を作成し、テスト実施者への説明を行うこと。
- (2) テストの実施にあたり、本市の求めに応じてサポートすること。

- (3) 可能な限り本番環境と同等のテスト実施環境を準備すること。
- (4) テストで必要となるテストデータについて準備すること。
- (5) テストで確認された不具合・障害について、解析を行い、対応方針を提示し本市の承認を得ること。

7. スケジュール

7.1 サービス開始日（システム本稼働日）

令和9年2月1日

7.2 作業スケジュール

(1) スケジュール

提案範囲に掲げるすべての作業項目について、作業開始からサービス開始日まで（サービス開始日以降に実施する作業等を提案する場合はその作業期間まで）のスケジュール（案）を作業工程等が分かるよう詳細に示すこと。

なお、具体的なスケジュールについては、本市との当該業務の契約締結時までに協議のうえ決定する。

(2) 作業工程等

スケジュール（案）で示した作業工程について、その内容や役割分担等について記載すること。

(3) 留意事項

本サービス（システム）の本稼働の前に職員が動作確認するためのテスト期間を十分に設けること。

8. その他

8.1 貸与品

機器の設定等に必要な資料等は、その都度貸与する。貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないよう適正に管理しなければならない。

8.2 機密保護・個人情報保護

別記「個人情報等取扱特記事項」のとおりとする。

8.3 不適合責任

- (1) 本業務契約締結後から本システム本稼働後1年の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合および設計ミスによる不良および不具合が判明した場合において、本市が改良を請求したときは、無償で改良すること。なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこ

と。

- (2) 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、本市からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。

8.4 契約期間終了時のデータの引継ぎ

契約期間終了時には、出力可能なデータを本市に無償で引き継ぐこと。データ形式はCSV形式を基本とする。受注者は、引継ぎの完了を本市が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い、本市に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、本市に別途請求しないこと。

8.5 法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

- (1) 国等で定められた法・ガイドライン
 - ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- (2) 本市が定める条例・セキュリティポリシー等
 - ・ 香南市情報セキュリティポリシー

8.6 著作権に関する留意事項

第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。

8.7 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項（仕様変更、機能追加等）で協議の必要がある場合は、本市と協議を行うこと。